

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第1回西東京市居住支援協議会
開催日時	令和6年8月19日(月) 14:00～16:00
開催場所	田無第二庁舎 4階会議室
出席者	〈出席〉 【座長】山本委員、【副座長】榊原委員、 上田委員、名古屋委員、及川委員、種田代理委員（高月委員の代理出席） 利光委員、伊藤委員、仲委員、國峯代理委員（池嶋委員の代理出席） 田原委員、神保代理委員（橘委員の代理出席）、海老澤委員、菱川委員 渡邊委員、和田委員 〈欠席〉 古園委員 〈事務局〉住宅課住宅係：住田係長、山本主査、長沢主任、竹内主事
議 事	【議題1】 空き家事業との連携について 【議題2】 住宅セーフティネット事業の実績の報告 【議題3】 住宅セーフティネット事業の現状について 【議題4】 西東京市居住支援セミナーの実施について
会議資料の 名 称	1 西東京市居住支援協議会委員名簿 2 空き家事業との連携について 3 家賃低廉化補助・住宅改修費補助制度リーフレット 4 住宅セーフティネット事業の実績報告 5 住宅セーフティネット事業の現状について 6 西東京市居住支援セミナーの実施について 参考資料1 家賃補助付住宅 随時募集のご案内 参考資料2 居住支援における住宅と福祉の効果的な連携施策に係る事例集 当 日 資 料 あんしん居住制度＜家財整理サービス＞（種田代理委員からの情報提供） 東京都空き家ワンストップ相談窓口（伊藤委員からの情報提供）
記 録 方 法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
1 開会 ・配布資料を確認。資料1に基づき、令和6年7月10日から委員の新たな任期が始まっており、引き続きご協力をお願いしたい。 ・令和6年4月1日付の人事異動に伴い変更のあった委員4名を紹介。 ・令和6年7月10日より、空き家に関わる団体として、NPO法人空家・空地管理センターの伊藤委員に新たな委員として入っていただく。	

- ・西東京市居住支援協議会設置要綱に基づき、委員の互選により座長及び副座長の選出を行う。引続き、山本委員に座長を、榊原委員に副座長をお願いすることで異議はなかった。
- ・協議会終了後、発言者の発言内容ごとの要点記録による会議録を作成し、一般に公開する。
- ・本日の傍聴希望者は0名である。

2 議事

【議題1】空き家事業との連携について

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

＜資料2＞に基づき、空き家事業との連携について説明＜br/>説明内容の要点は以下のとおり。

- ・セーフティネット事業、空き家事業の課題を整理し、両事業それぞれが持つ課題を紐づけて、相互に関わり合いながら課題解決に繋げていくことはできないか、と提案。
- ・西東京市におけるセーフティネット事業の取組みとして、令和5年度より開始した「家賃低廉化補助制度・住宅改修費補助制度」の概要と実績を説明。
- ・西東京市における空き家事業の取組みとして、令和4年度より開始した「空き家バンク」の概要と実情を説明。
- ・空き家の所有者に対して、「住宅改修費補助制度の活用による、空き家の利活用に関する情報提供をすることは可能か？」との考えを提示。
- ・今後どのように解決してくことができるのかについて、委員の皆様からご意見をいただきたい。

○山本座長

只今の事務局からの説明について、何か質疑や意見等はあるか。

○國峯代理委員

以前居住支援のシンポジウムに参加した際、空き家は住宅部局と福祉部局を繋ぐ一つのキーワードになるという話があったので、今回から伊藤委員が新任委員として入られたのは非常に良いと感じる。また、空き家バンクに関連して、戸建ての空き家以外でアパートやマンションの一室が空室となった場合は、空き家に含まれるのか。

また、利活用したいという方の空き家バンクへの登録は多いとのことだが、その中で、住宅確保要配慮者の支援に活用したいというような目的での利活用登録はあるのか。

○事務局

住宅課では、空き家等対策計画も作成しているが、空き家等の定義は戸建ての住宅となっており、共同住宅については1棟すべてが空いている状態であれば空き家という認識になっている。また、2つ目の質問については、ホームレスの方の支援に活用したいという利活用希望が以前あった。

○利光委員

資料2で、西東京市での家賃低廉化補助制度の実績1件とあったが、どのような世帯の方がこの制度を利用されたのか。

○事務局

昨年、家賃低廉化補助制度を活用したＪＫＫ東京の公社住宅を公募したが、対象世帯としていた子育て世帯が実際に入居した。

○種田代理委員

複数の居住支援協議会に参加した中で、空き家事業とセーフティネット事業は連携していく必要があるとの議論が出てくるようになってきたと感じる。空き家等対策委員会と居住支援協議会を年に１回は合同開催するという自治体もある。いつもは異なる分野で話し合っているが、お互いの知見で解消できることもあるのではないかとということで、横断的な課題解決のための知識共有をしている。空き家になってからではなく、空き家になる前に、相続人等にアプローチできる状況にしておく必要がある。例えば、地域に密着して動いている民生委員はそういった情報が入りやすい立場にあるので、「入院して戻る予定がないらしい」などの情報を事前にキャッチできれば、生前に相続人等にお話ができるのではないかとするような提案もあった。

また、先ほど戸建て若しくは全空室の共同住宅のみが空き家であるという話があったが、その定義を変えることは難しいのか。

○事務局

「一棟の中で一室だけが空室の場合は、空き家ではない」と国が定めているので、変えることは難しい。

○種田代理委員

現在のセーフティネット住宅だけでは不十分ということで、国土交通省や厚生労働省が来年の秋から居住サポート住宅の制度を開始し、１０年後に１０万戸作ることをノルマ化している。居住サポート住宅では、居住支援法人等がサブリースする住宅において、見守りの支援を行ったうえで住んでいるときに居住者の健康状態等が悪化したら福祉に繋ぐことを義務付けているが、低廉な家賃の住宅が少ないなかで、サブリースをして赤字になるような状況だと誰もやらないのではないかと感じる。そこで、低廉な家賃で居住支援法人へサブリースする対象の物件として空き家を提供してもらえば、目標達成のための資源となるのではないかと思う。もっと様々なアンテナから、空き家になる前に早めに情報提供ができるような仕組みを作ってみるのはいかがか。

○山本座長

空き家になる前にできることはあるのかという意見に対して、國峯代理委員はどのように考えているか。

○國峯代理委員

一昨年度あたりから、西東京市で空き家等対策のセミナーや居住支援セミナーを実施した際に、住宅課の担当者が民生児童委員の連絡会へ来てくださり情報提供をいただいている。空き家となる前に情報をキャッチし、住宅課と連携できればと感じる。

○山本座長

地域包括支援センターの職員も地域の高齢者と関わる機会が多いと思うが、空き家や住まいに関する情報について神保代理委員はどのように考えているか。

○神保代理委員

住宅課とは、空き家の所有者の見当がつかない段階で関わるが多く、高齢者支援課が行っているサービス利用者への照会を受けることもある。一方で、介護サービスや在宅サービスを利用していない高齢者となると、高齢者支援課と関わりがない方も多いのではないかと思う。

○事務局

昨年度、住宅課の職員が地域包括支援センターの管理者会に参加し、情報提供をさせていただいたこともある。

○山本座長

今回の協議会より入っていただいた伊藤委員はいかがか。

○伊藤委員

空家・空地管理センターでは、東京都の空き家ワンストップ窓口を実施しており、全国で毎月平均250件ほどの相談を受けている。どこの自治体でも、地域貢献施設に空き家を活用した方がいいのではないかという意見があり、そこにマッチングしてほしいとの要望もあるが、なかなか難しい現状となっている。利活用という点でも、空き家事業の課題が入口に近いところにあるとしたら、セーフティ事業の課題が出口の方にある。売却や賃貸に出すことを既に決めたという方よりは、空き家が周囲に迷惑をかけていると自治体から通知を受けたが、どうしたらいいか、何からやればいいか分からないという方からの相談が多い。そのような悩みに伴走しながら、意思決定ができるように支援をしていく。家財整理や解体、売却や賃貸、税金等について、全ての悩み事が複雑に絡んでいることが多いので、一つ一つ紐解いて順序立てて対応しているが、セーフティ事業に結びつけることが難しい現状である。

空き家に関する相談は、「持ち続けたい・子どもに残していきたい」空き家と「重荷になってしまっていて手離れしたい」空き家の2つに大きく分けることができていると考えている。その中でも「持ち続けたい」方がセーフティ事業に繋がっていくかと思うが、売却・賃貸・修繕のどの選択肢がいいのかを一緒に考えていくことがワンストップ窓口の役割となっている。民生委員や社会福祉協議会との連携もしているが、民生委員が扱う業務の範囲も広いので、空き家の現況を把握することは難しいのではないかと思う。空家・空地管理センターとしても、出張講座を通じて空き家の発生を抑制していく活動や、自治体と連携したセーフティ事業の勉強会などを実施している。相談の中には、相続放棄で揉めて空き家にせざるを得ない深い理由があり、その根幹にある課題を解決しないとそもそも空き家が市場に流通してこないという問題もあるので、空家・空地管理センターとしては、地域の宅建業者を含めてセーフティネットの知識や成功事例を打ち出していくこともいいのではないかと感じる。

○山本座長

空き家自体というより、空き家を所有されている方が持つ様々な課題をまずは解決する必要があると感じた。ソーシャルワーカーとしての側面もあると思うが、利光委員はいかがか。

○利光委員

社会福祉協議会では、地域をよくするために地域住民と共にまちづくりに取り組んでいるが、空き家に関する情報提供を受ける機会があれば、住民にとってもより身近な問題として感じられると思う。空き家の苦情を受けることも多いが、取り壊せばいい・売却すればいいという問題ではなく、どうすることもできない状況もあるので、空家・空地管理センターの相談窓口を知っていれば相談することができたのではないかと感じる。放置してしまうとどうすることもできないので、早いうちから対応していくことで少しでも解決に繋がるのではないかと感じる。今後地域の担当にも伝えていきたいと思う。

○及川委員

空き家バンクの物件登録が0件とのことだったが、利活用登録はあるのか。

「どの自治体でも空き家バンクの物件登録がほとんどないが、どうしてか」との問い合わせを受けることもあるので、利活用登録との比率を知りたい。また、問い合わせを受ける中で、「空き家バンクを利用すると、通常より安い値段で購入・借りることができるのではないか」という考えの方が多いように感じる。

○事務局

現状、利活用登録は14件ある。利活用登録の際に希望を聞くが、やはり安い値段で借りたいという方が多いように感じる。一方で貸す側は、安い値段で賃貸することを希望する方が少ないように思うので、なかなかマッチングが難しい。

○及川委員

やはり「空き家バンクだと安く借りられるのではないか」という考えはあると思うので、物件登録がない現状だと相場感が分からなくなってしまい、市場価格との乖離が目立つのではないかと。少しでも物件登録があれば、相場感も徐々に分かるようになってくると感じる。

○山本座長

多くの自治体で空き家バンクの登録が少ない状況であるが、事情はあるのか。

○伊藤委員

東京都内の場合、一般の市場の流通の中で高い値段で売却・賃貸することができるため、郊外や過疎地域にある一軒家のようなケースの方が空き家バンクの効果は高いように感じる。一方、相談を受けている中で、都内だから高く貸したいと思っている方ばかりではないとも感じている。例えば自分は郊外に家を購入し住んでいるが、都内の実家を親から相続したという相談では、高値で貸したいというより、自分の子供世代のためにどうにかして持ち続けたいというような部分での課題の方が大きい。その場合、サブリースのように事業者が借上げたうえで賃貸することで、安心感に繋がり、今後空き家バンクの制度が広がっていくのではないかと考える。

また、高値で貸したいわけではないが、しばらく住んでいないため修繕が必要というケースでは、地域貢献施設や子供食堂にしたいという思いがあったとしても、入居する側に修繕費用がないという金銭的な問題により、結果としてマッチングが進まないのではないかと感じる。

一点質問だが、セーフティネットの補助は宅建業者等の事業者も利用することができるのか。

○事務局

事業者は利用できない状況である。

○伊藤委員

事業者も利用できるようになると、地域の宅建業者が一棟借上げているような賃貸住宅で空き室が増えてきたような場合に補助金を利用することで修繕を行い、公的な側面を持つような住宅の流通に繋がるのではないかと思います。

○山本座長

制度と現状で齟齬が生じている部分もあるので、できることからやっていきたいと感じたが、名古屋委員はいかがか。

○名古屋委員

売却すれば資産価値のあるような西東京市内でもなぜ空き家があるのだろうかと感じるが、認知能力や判断能力がなくなってしまうとその後の対応が難しい部分もあるので、事前に財産の信託をするなど空き家になる前に対応することが必要であると思う。一方で、相談するところがなく困っているという空き家所有者に対しては、市役所などの公的な機関が窓口になり補助金の活用等をしていくことで、空き家市場を活性化させていくことが必要ではないか。

○山本座長

空き家に関する相談についても、同じく住宅課で受けているのか。

○事務局

住宅課で常時受け付けている。

○菱川委員

子育て支援課では、7月～8月にかけて小学4年生から高校生までを対象に子ども会議を実施したが、「西東京市内にどういう場所があれば安心できるのか」をテーマに子どもたちで話し合いを行った。その中で「空き家を改造したら、安心できる場所が増えるのではないか」という提案があり、具体的には「古民家カフェを開き、めぐみちゃんメニューを出したらどうか」というような意見もあった。西東京市内の子どもたちも「空き家」に対して関心があり、注目していると感じた。

○海老澤委員

家賃低廉化補助・住宅改修費補助制度を進めていくとのことだったが、例えば賃貸人がバリアフリー改修補助や耐震改修補助などを利用しており、当初は10年間貸そうと思っていたところ急遽相続が発生し、補助を受けたものの3年で取り壊すということになった場合、補助金を返還しなければならないのかという問題になるが、どのように考えているか。

○事務局

住宅セーフティネット専用住宅の補助を受ける際は、「10年間は専用住宅として登録すること」という規定があるので、基本的には途中でやめることができない。また、途中で取り壊し等になった場合は、補助金の性質上、返還義務が生じる可能性はあると考えている。

【議題2】住宅セーフティネット事業の実績の報告

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

<資料4>に基づき、住宅セーフティネット事業の実績について説明>
説明内容の要点は以下のとおり。

- ・令和5年度、令和6年度の民間賃貸住宅への入居支援実績について、各世帯の申込件数、入居件数、入居率について報告。
- ・障害者世帯、特に精神障害者の方がいる世帯は、令和4年度より入居率が2倍近くに上昇した。
- ・本人以外からの相談が多く、相談元としては生活福祉課、地域包括支援センター、福祉丸ごと相談窓口等の福祉関係部署が多い。
- ・高額家賃や立ち退きによる相談が多いが、特に最近は、老朽化による立ち退き要求をされたという相談が増えているように感じる。
- ・自分で探したためキャンセルという方が多いが、住宅課の職員と一緒に物件探しをしていく中で不安点が解消され、自分の力で探すことができたという方もいる。
- ・都営住宅やJ K K住宅に入居が決まったという方も複数いるが、住宅課では民間賃貸住宅だけでなく、公的な住宅の相談も常時受け付けている。

○山本座長

只今の事務局からの説明について、何か質疑や意見等はあるか。

○種田代理委員

実際に西東京市から委託を受けて物件探しをしているが、今の住居の家賃が高いため引越したいという方は多いように感じる。一方で、キャンセル理由の欄にもあったが、条件に合う物件がないため、結局現住所のままでいいというような方も多い。今よりも安くて便利で綺麗で広い物件を希望して探したとしても、条件を満たす物件はそもそもないと思う。立ち退き等により期限が決まっている場合は、妥協してでも引越すという方が多いが、必然性のない方の引越しはなかなか決まりづらい。まずは相談を受ける側が市場の相場感をしっかり把握し、相場を知ってもらいながら一緒に探していくことで、もっと成約率も上がるのではないかと思う。

○山本座長

一般の家賃と自分の希望がなかなか合わないという話もあったが、家賃が安いからという理由で西東京市以外の地域の物件も一緒に探すことはできるのか。

○事務局

やり取りをしていく中で、市外の物件を案内することもある。

○山本座長

LGBTQやDV被害者の方の相談を受ける際に、居住の確保が困難であると感じることはあるか。

○和田委員

住居探しの際に困っているという相談を受けたことはあるが、具体的な相談として窓口に来られた方はまだいない。また、DV被害者の方は市外へ引越しをする方が多いので、市内での居住支援との関係性は少ないように感じる。

○山本座長

被災者や火災罹災者の方の相談を受ける際に、居住支援のニーズはあるのか。

○仲委員

火災罹災者の方の住居探しということであれば、住宅課と連携を取りながら進めていったことはある。

○山本座長

精神障害者の方がいる世帯の成約率が上がったとの話があったが、障害者の方にとっても居住支援のニーズは高いように感じるか。

○海老澤委員

グループホームに入所していた方が自立できる状況になった際、お部屋探しが難しいという相談もあるが、住宅課に繋いで住居の確保ができたことで成約率の上昇に繋がったと考える。精神障害者手帳を持つ方も増加傾向にあり、今後も居住支援のニーズは増えていくと感じているので、連携して取り組んでいけたらと思う。

○山本座長

令和5年度は精神障害者の方がいる世帯の入居率が上昇したとあったが、理由はあるのか。

○事務局

協議会の委員でもあるささえる手の協力は大きいと感じる。また他にも、精神障害者の方向けの物件をサブリースしている市内の不動産業者もあるため、理解は進んでいるように思う。

○及川委員

精神障害者の方を受け入れることがなかなか難しい現状もあるので、ささえる手の貢献度は大きいのではないかと感じる。

○山本座長

高齢者の一人暮らしが増えているなかで、まだまだ入居が難しいという話もあるが、以前に比べて少しは入居しやすくなっているのか。

○名古屋委員

高齢者の相談は年々増えてきているが、高齢者を受け入れる側としても、家賃滞納への不安に対しては生活保護の代理納付や保証会社を活用することで、何かあった時の心配に対しては見守りサポートを利用することで不安点を解消していき、高齢者に入居してもらおうという傾向が強くなっているように感じる。また、鬱やストレスを原因として若い精神障害者の方が増加傾向にあるように感じるが、実際に会って相談者の方の事情やお話を聞くことで、受け入れる側の不安が払拭されるようなケースも多いのではないと思う。

○山本座長

身元保証の話もあったが、上田委員はいかがか。

○上田委員

従来は居住支援法人等が緊急連絡先になることに対して保証が難しい部分もあったが、住宅セーフティネット法の改正に伴って、受入れしやすくなったように感じる。保証会社としては、延滞が発生したときに、見守りサービス等の入居中のサービスと連携して重層的な支援に活用していければと思う。

○山本座長

令和7年度より見守りサービス助成金の創設を検討とあったが、詳細は決まっているのか。

○事務局

高齢者の方が入居する際に、見守りサービスを付けないと入居できないと言われるようなケースがあったことから、見守りサービス利用料を自身で支払うことが負担となる低所得者世帯向けに助成制度を進めていこうと考えている。

○種田代理委員

ホームネットでも見守りサービスを提供している。他の市区町村をみると、法人名やサービス名を決めずに、要件を満たしているサービスであればすべて対象とし、初回登録料への助成を行っている自治体が多いように感じる。また、本日「東京都防災・建築まちづくりセンターの家財整理サービス」のチラシを皆様に配布したが、家財整理のお悩みに対して、安心して依頼できる提携事業者による見積の手配等を行っている。相談・見積は無料のため、地域住民の方から遺品整理やゴミ屋敷などの相談があった際には活用していただきたい。

○山本座長

空き家事業との連携についての議題でも「家財をどうしたらいいかわからない」などの相談を受けるとの話があったので、ぜひ活用していきたいと思う。他に意見等はあるか？

○國峯代理委員

資料4の1に記載のある入居件数の中には、資料4の4に記載のあるキャンセル理由「自分で探した」や「都営住宅入居」は含まれていないという認識でいいのか。

○事務局

入居件数には含まれていない。

○國峯代理委員

申込をした中で合計7割近くの方が実際にお引越しできていることになるが、他自治体の状況からみて7割という数字は高いのか。

○山本座長

他市の協議会にも参加しているが、かなり高い数字だと感じるので、西東京市の居住支援制度は充実しているのではないかと思います。

○田原委員

資料4の2に記載のある入居支援の相談元の項目で、生活福祉課からの相談がかなり多いことが分かるが、他市の状況はどのようなのか。

○種田代理委員

ケースワーカーからの転宅指導による引越し支援は、かなり多いように感じる。一方で、現段階で公的機関と関わりがない方の中には、どこに相談したらいいのか分からず住まいの相談窓口にもそもそも繋がらないという方もいるので、そのような方へのアプローチ方法は考えないといけないと思う。また、予約制の住まい相談窓口では、相談者と関わりのある支援者の方にも同席をお願いしており、支援者の方に住宅探しの現状を理解していただいたうえで、一緒に探していけたらと考える。

○山本座長

入居支援の相談元で2番目に多いのが地域包括支援センターだが、他市では包括支援センターとの連携不足が課題となっているところもあるので、西東京市では連携ができていて良い点だと感じる。また、若い世代はどこに相談に行けばいいのか分からないのではないかと感じるが、利光委員はいかがか。

○利光委員

社会福祉協議会ではお金の貸付の相談を受けているが、若い方の中には、かなり高い家賃の家に住んでおり生活状況の収支バランスが取れていないということもある。その場合は、生活困窮の窓口相談し、家計改善の支援をしていただくようになるが、手帳を持っていない軽度の鬱や病識がない方は、どの部署で相談できるのかがわからないような状況もあるので、難しいところだと感じる。

【議題3】住宅セーフティネット事業の現状について

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

＜資料5に基づき、住宅セーフティネット事業の現状について説明＞

説明内容の要点は以下のとおり。

- ・平成28年度に「住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度」を開始し、助成制度の創設など現在まで様々な支援を行ってきた。

- ・令和2年度には居住支援協議会を設立し、住宅セーフティネット事業の強化・充実のため、連携体制を構築してきた。
- ・令和5年度に実施した、家賃低廉化補助制度を活用したJ K K東京の公社住宅の募集概要について説明。
- ・西東京市が実施している現在の居住支援体制や今後の在り方について、ご意見・ご要望をいただきたい。

○山本座長

只今の事務局からの説明について、何か質疑や意見等はあるか。

○上田委員

平成28年度に保証委託料の一部助成制度を開始したとあったが、対象となる保証会社の基準はあるのか。

○事務局

特に基準はなく、どの保証会社であってもご利用いただける。

○上田委員

国土交通省が登録している保証会社のみを助成金の対象としている自治体もあるので、西東京市は幅広く受け付けているという点で非常に良いと思う。

○名古屋委員

セーフティネット専用住宅の登録件数、空き家バンクの物件登録数ともに少ない状況なので、周知不足なのか制度自体のハードルが高いのか、課題を改めて見直してもっと件数を伸ばしていく必要があると感じる。また、家賃低廉化補助制度を民間賃貸住宅でも活用していきたいという話もあったが、家主側のメリットが大きいと今後制度の普及が進んでいくのではないかと思います。

○及川委員

建築資材が高騰している影響で、市場価格も高騰している。現時点で事業用の家賃がどんどん値上がりしてきているが、今後は居住用の家賃も値上がりすると予想されるので、住宅確保要配慮者の住まい確保が難しくなってしまうのではないかと感じる。

○種田代理委員

西東京市は、協議会ごとにテーマを決めて計画立てて議論している点は良いと思う。また、事務局として常時相談を受け付けていることは、他自治体ではあまりない体制なので、居住支援に力を入れている協議会だと感じる。一方で、事務局だけに負荷がかかってしまう可能性もあるので、協議会の委員の方々が自分の部署の職員に対して「居住支援」という言葉の意味や理解の促進を図っていくことができれば、さらに連携体制の強化に繋がるのではないかと感じる。10月開催予定の居住支援研修の内容でもあるので、ぜひ皆様にご参加いただきたいと思います。

○山本座長

福祉関係含め多くの支援者の方からご理解いただくことで、西東京市全体として居住支援を行っていくことに繋がると感じる。利光委員はいかがか。

○利光委員

社会福祉協議会は住民に寄り添う一番身近な窓口となるので、出前講座などがあれば住民の方に知っていただく機会の提供にも繋がると感じる。また、資料4に記載があったが、単身高齢者

世帯の申込件数が非常に多く、今後も単身世帯の方が増えていくと思うので、保証人の問題など危機感を持って取り組んでいく必要があると感じた。

○山本座長

今回の協議会よりご参加いただいているが、伊藤委員はいかがか。

○伊藤委員

どうしても情報が断片的になっていることが多いので、相談ごとに入口から出口まで一目でわかるような資料があればいいのではないかと思います。

○山本座長

空き家と居住支援のように分けるのではなく、ライフステージに合わせて一目で流れが分かるような資料があれば、確かに分かりやすいと思う。また、外国人に対する居住支援という点で渡邊委員はいかがか。

○渡邊委員

今年度より西東京市第3次総合計画が開始しており、外国人への支援についても多文化共生として位置付けられている。個別の相談ではないが、言語の壁や保証の問題などの困りごとは多いと感じるので、居住支援制度の周知を進めていければと思う。

○國峯代理委員

再犯防止という観点で、刑務所からの出所者が住居の有無によって再犯率に違いが出ることもあるので、今後も住まいの確保に向けて住宅部局と福祉部局で連携していければと思う。

また、資料4の4キャンセル理由の項目で「引越し費用不足」という理由があったが、失業等で一時的に収入が下がってしまった方に対して家賃の支援をする「住居確保給付金」という制度の中で、来年4月に生活困窮者自立支援法が改正されることに伴い、より低廉な家賃へ引っ越すための費用が対象となる予定である。改正の詳細はこれからであるが、制度を活用して今後も住宅部局と一緒に取り組んでいきたいと考える。

【議題4】西東京市居住支援セミナーの実施について

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

＜資料6に基づき、西東京市居住支援セミナーの実施について説明＞
説明内容の要点は以下のとおり。

- ・昨年度同様、西東京市職員や支援関係者を対象とした居住支援セミナーを実施予定。
- ・周知方法を見直し、昨年度より多くの方にご参加いただけるように工夫する。
- ・10月29日（火）の午前中に田無庁舎にて開催予定なので、庁内委員の皆様には周知のご協力をお願いしたい。

○山本座長

只今の事務局からの説明について、何か質疑や意見等はあるか。

～各委員 意見なし～

3 その他

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

次回協議会の日程については、令和7年1月頃の開催を予定している。

○山本座長

本日の内容を踏まえて、本協議会が西東京市をより良くする方向で動いていけたらと考える。

以上で、令和6年度第1回西東京市居住支援協議会を終了する。

会議録については、事務局に作成をお願いします。